



## 誓約書


- 11 代表役員後任者となった者は、相手方を支援していた門徒に対して差別的な取扱いをすることなく、寺院規則に定めるところに従って門徒の中から責任役員及び総代を選定し、今後の本誓寺の運営及び本山御依頼金の納入方法等について門徒総会に提案することを誓約する。

上記のとおり誓約したので、本書三通を作成し、甲乙丙各自署名押印の上、各自一通ずつ保有する。

2017年3月5日

甲 住所 岩手県盛岡市名須川町3番12号  
氏名 吉田 明 

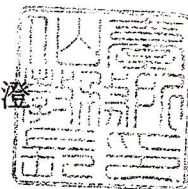
乙 住所 岩手県盛岡市名須川町3番16号  
氏名 吉田 信 

丙 住所 東京都練馬区谷原2丁目-22-402  
氏名 清谷真澄 

2017年3月21日

仙台教区 盛岡組 本誓寺  
御門徒の皆様へ

本誓寺特命住職代務者  
仙台教務所長 清谷 真澄



本誓寺住職後任者選定に関するお願い

6 3月5日開催、門徒説明会における決定事項及び質疑内容について

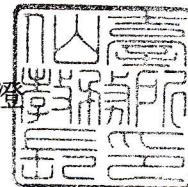
(1) 門徒説明会決定事項について

- ①後任者となった者は、今後、年1回門徒総会を開催して決算報告や事業計画及び予算の報告を行うこと。
- ②住職後任者選定までの間、門徒の希望により吉田明氏及び吉田信氏いずれもが本誓寺本堂を使用して葬儀、法事及びその他の法要を執行できること。
- ③各門徒が希望する後任候補を記した郵便物の開封作業は、本誓寺本堂において門徒に公開して執り行うこと。
- ④門徒の意思を確認するために送付する郵便物には、これまで長期間にわたり混乱を招いたことについてどのように受け止めているか、また、今後本誓寺をどのような方針のもと運営していくかを記した吉田明氏及び吉田信氏の文書を同封すること。

2017年4月12日

仙台教区 盛岡組 本誓寺  
御門徒の皆様へ

本誓寺特命住職代務者  
仙台教務所長 清谷 真澄



本誓寺住職後任者の選定結果について（ご報告）

4 特記事項について

このたびの住職後任者の選定を受け、御門徒の皆様の中には、本誓寺から離壇することを検討されている方もいらっしゃるかと存じます。

このたびの住職後任者の選定にあたっては、予め候補者両人は、「本誓寺を離壇される御門徒に対して金銭の要求は一切行わず、墓地や過去帖の扱いも御門徒の意思に応じて誠実に対応すること」を誓約されておりますので、離壇に際して金銭を要求するようなことはございませんが、墓地をそのまま本誓寺に残される場合、共有部分の清掃や外灯等に係る諸経費はどうするのか等、御門徒に納入いただく維持費との兼ね合いもありますので、具体的な検討が必要となってまいります。

出来る限り早急に方針を提示いたしますが、離壇のご決断は今しばらくお待ちいただき、今後提示する本誓寺の運営全般にわたる方針を見定めた上でご判断いただければ幸いに存じます。

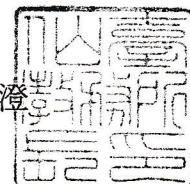
なお、当然のことながら、今年度の維持費の納入依頼は方針策定後に行いますことを申し添えます。

以上

2017年7月24日

仙台教区 盛岡組 本誓寺  
御門徒の皆様へ

本誓寺特命住職代務者  
仙台教務所長 清 谷 真 澄



### 本誓寺運営の今後の方針について（ご報告）

#### ④ 維持会の発足について

吉田信氏が住職就任後、新たな寺院役職者も交えて協議検討を行い、維持会を  
発足させていただきます。

#### 5、本誓寺を離壇される場合について（墓地管理の運用方針）

このたびの住職後任者の選定にあたっては、予め「本誓寺を離壇される御門徒  
に対して金銭の要求は一切行わず、墓地や過去帖の扱いも御門徒の意思に応じて  
誠実に対応すること」を誓約されております。

離壇に際して金銭を要求するようなことはございませんが、墓地をそのまま本  
誓寺に残される場合につきましては、墓地管理費として年間 3,000 円をご納入く  
ださいますようお願いいたします。（ただし、無縁になった際には墓地敷地は本  
誓寺に返還いただきます。）

改めて墓地の使用契約を結びますので、お寺までお越しくくださいますようお願い  
いたします。

なお、上記墓地管理費は、近隣の大谷派寺院と相談の上、設定させていただ  
いた金額となりますことを申し添えます。

#### 6、寺院規則、維持会則等諸規定の整備について

吉田信氏が住職就任後、新たな寺院役職者と協議検討を行い、維持会発足に伴  
う諸規定の整備及び寺院規則の文言等の整理を行ってまいります。